

# 第7回 NPO法人 志免地域支え合い互助基金

## 2024年度 助成金応募要項

NPO法人 志免地域支え合い互助基金

〒811-2205 福岡県糟屋郡志免町別府2-2-1

医療介護施設かめやま内

TEL 092-692-1512

FAX 092-937-6141

## 1. 対象となる団体

下記の全てを満たしている団体を対象とする。

### <1>応募条件

- ・福岡県糟屋郡志免町内で互助・支援・育成活動を行っているサークル、団体。又はこれからサークル、団体を立ち上げようとしている方並びにグループ。
- ・福岡県糟屋郡志免町住民に対して互助・支援・育成活動を行っているサークル、団体。又は、これからサ団体を立ち上げようとしている方並びにグループ。またその活動を立ち上げようとしているサークル、団体。  
※自薦・他薦は問いません。

### <2>助成対象事業

- ・子育て支援及び青少年の健全育成に資する事業
  - ・子供、障がい者、高齢者等の生活支援に関する事業
  - ・高齢者等の居場所事業
  - ・見守り事業
  - ・上記事業に関する人材発掘、リーダー養成に関する事業
  - ・災害復興支援に関する事業
  - ・その他
- 【対象とならない事業】
- ・営利を主たる目的とする活動
  - ・個人的な活動や趣味的なサークル活動
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
  - ・反社会的勢力と関係のある活動

## 2. 助成金額

助成上限金額（2024年度）

原則として1団体30万円を上限とする。

## 3. 助成内容(助成対象経費)

本助成事業に含む経費諸項目として

### 【助成対象経費の例】

- 講師謝金(講師交通費含む)、スタッフ交通費(スタッフ交通費は必要に応じて算定)。
- 消耗品費、備品購入費、原材料費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、広告費、印刷製本費、手数料  
保険料、会場などの使用料及び賃借料、その他必要経費

### 【対象外経費】

- 団体の運営に係る経常的な経費、飲食費、土地・建物の取得及び補償費。
- イベント等の一般参加者の旅費。

## 4. 選考基準

- ① 本助成事業の趣旨と条件に合致しているか？
- ② 地域社会のニーズに応え、地域の支え合いや互助醸成に貢献する事業かどうか？
- ③ 実現可能で必要性が高く、継続性のある事業かどうか？

## 5. 助成の応募申請について

### <1>申請期間

2024年6月3日(月) ～ 2025年3月28日(金)

### <2>申請方法

応募を予定する団体は、〆切日の1週間前までに、事前の連絡が必要です。

NPO法人志免地域支え合い互助基金(以下、当NPO法人とする)へ、応募予定の旨をメールまたはお電話にて必ずご連絡ください。

**2024年度の助成枠が、助成受付期間中に埋まる場合がございます。予め、ご確認ください。**

申請は、「助成事業申請書一式」を当NPO法人までご郵送を頂くか、ご持参ください。

記載事項を補足する資料がある場合は、同封してください。

NPO法人 志免地域支え合い互助基金

〒811-2205 福岡県糟屋郡志免町別府2-2-1 医療介護施設かめやま内

## 6. 選考方法・結果通知等

### <1>選考方法

当NPO法人が設置する助成検討委員会による選考会で、申請書類やインターネット及び独自の調査で知り得た情報をもとに合議で決定します。

### <2>選考協力等

所定の申込書に加え、詳しい書類・資料等の提出、面接・現地訪問等を依頼する場合がございます。

### <3>結果通知

結果は決定後直ちに応募者各位宛に書面で通知します。なお、採択団体及び採択事業は後日、会報誌で紹介します。その他、当NPO法人のホームページに掲載します。

選考結果や選考内容、採否の理由に関するお問い合わせには回答しかねますのでご了承ください。

## 7. 助成決定時の義務・条件

### <1>助成承諾書の提出

選考の結果、助成対象団体となられた場合は、当NPO法人所定の『助成金交付に関する確認書』の取り交わしをいただき、これにより事業の経過あるいは完了報告、収支会計報告、その他用途変更等の事前相談手続き等を負っていただくことになります。

### <2>事業の報告義務

助成金交付後は、事業の実施状況確認の為、訪問・面接・電話等で連絡し、必要に応じて『中間報告書』をご提出いただく場合がございます。また、事業の経過・完了報告については、その一般公開について同意をお願い致します。

### <3>助成金贈呈式への出席

助成事業決定後、本助成金の授与式を当NPO法人・事務局にて開催致します。

採択団体は必ず参加をしていただきますようお願い致します。

やむを得ぬ場合は、代理出席を認めるケースもあります。

## 8. 助成決定事業の事業内容や中止について

### <1>助成内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、変更理由書もしくは中止理由書を提出し、当NPO法人の承認を事前に受ける必要があります。

### <2>助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受け取りを取り下げる場合、当NPO法人に相談の上、所定の書類を提出してください。

## 9. 助成金の助成方法

### <1>前払い

採択団体の希望に応じて、事業実施前に助成決定金額を全額、助成団体の指定口座に前払いします。  
前払いを希望する採択団体は、助成決定後に所定の『申請書』を提出してください。

### <2>精算払い

助成事業の終了後1ヶ月以内の実績報告書を提出して頂いた上で、助成決定金額を上限として事業実施に使用した支出金を助成します。団体の指定口座への振り込み時期は、実績報告書の提出から約1ヶ月後です。

※前払いを実施した団体で、事業終了後の精算額が助成決定額より下回った場合、差額を返還して頂きます。  
※助成対象とならない経費については、助成金の支払いはできません。

## 10. 助成事業の実績報告

### <1>事業報告

助成事業終了後約1ヶ月以内に、以下の書類を郵送若しくは持参により、当NPO法人まで提出してください。

- ・所定の『完了報告書』
- ・事業実施状況のわかる写真や作成したチラシ等の印刷物、新聞記事等の資料。
- ・領収書、受領書のコピー

### <2>新聞紙上およびホームページ等での広報活動

社会に対し、事業で得られた成果を広く伝える為、新聞紙上 及び 当NPO法人のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

## 11. 助成金の返還や関係書類の保存などについて

### <1>助成金の返還

法令や条例、規則等に違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は、是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取り消しや助成金の返還を求めることになります。

### <2>関係書類の保存

助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施終了後、3年間の保存が必要です。

## 12. その他・重要な注意事項 (必ずお読みください)

### <1>団体情報の公表

助成対象団体となられた場合、団体名・代表者氏名・所在地・事業内容・助成金額を公表させていただきます。

### <2>個人情報の取り扱い

助成申請用紙にご記載いただいた個人情報は、本件活動に必要な範囲で利用し、それ以外の目的で利用することはありません。

### <3>提出書類等の返却

提出いただいた書類・資料等は、返却できません。

### <4>選考結果について

選考結果や選考内容に関するお問合せには、回答をいたしかねますので、ご承知ください。